

令和7年度

第5回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年8月21日（木）

令和7年度第5回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年8月21日（木）10:00～10:40

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員

会 長 松 木 会 長
3 番 猪 俣 委 員
7 番 加 藤 委 員
10番 松 井 委 員
13番 横 山 委 員

1 番 高 橋 委 員
5 番 荒 川 委 員
8 番 高 橋 委 員
11番 荻野(武)委員
14番 笹 尾 委 員

2 番 上 原 委 員
6 番 荻野(信)委員
9 番 小 宮 委 員
12番 中戸川委員

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第36号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第37号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、12件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、15件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、生産緑地地区の取得あっせんがあったので、希望者を募る。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局

1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市びわ青少年の家から東に約185mに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 842.00㎡

田・・・約6畝

畑・・・約2畝

取得後経営面積 1,337.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (70代) 農業専従

【主要農機具】

耕うん機2、田植機1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲渡人は高齢化となり、申請地の地元である父から相続をした土地を、相続人がおらず、親戚関係にある譲受人に譲渡するもの。譲受人の耕作面積は少ないが、稲作と露地野菜を栽培しており問題はない。

地元委員

譲受人は市街地の住居から通っているが、こまめに営農管理をしている。問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請5件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

相模原大磯線信号「岡崎」から北東に約350mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第2種農地

【理由及び近隣状況】

住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんし、その規模がおおむね10ha未満（約2.6ha）であり、かつ申請地は市街化区域から500m以内にある。

東側及び西側は農地、南側及び北側は水路。

【利用計画】

出入口は北側水路からの計画。

北側水路は県の所有で、コンクリート蓋の設置については県の許可済。

南側水路との境界には土嚢袋を設置し、土砂流出を防止。

計画地は碎石にて転圧し、雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合は同意済。

【申請理由】

申請人は建設業を営んでおり、座間市、横須賀市、川崎市、横浜市を中心に事業を行っている。現在の駐車場は、縦列駐車及び社員の乗り合いによる通勤で駐車台数を減らすよう工夫しながら利用してきたが、社員のマイカー通勤が増えたことで非常に手狭になってきたこと、現場繁忙期にはリース車両の増加を見込んでいたことから、新たな駐車場を探していた。申請地は社員が自家用車から社用車へ乗換を行うのに必要な面積も確保でき、小田原厚木道路側道に面しているため、現場までの経路もスムーズで利便性向上に繋がることから転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地はバイパスの南側側道に面しており、駐車場として転用するもの。北側側道から進入し、県の水路を跨ぐ敷地となっており、南側に市の農業用水路がある。地元水利組合から了承を得ているが暗渠管が壊れないよう、また、用水路付近については駐車場維持管理に際し、草刈等に努めてもらいたい要望もあるので、それらを踏まえたうえでは、特に問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

仮設道路（一時転用）

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

市立城島小学校から北西に約 3 7 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・農振農用地

【理由及び近隣状況】

農振農用地であるが、水道管設置に伴う仮設道路としての一時的な利用である。

東側は農地・道路、西側は水路・農地、南側は水路、北側は道路・水路。

【利用計画】

工事名：企水第 5 1 9 号 湘南西排水本管 4 号基幹管路更新工事（第 1 工区）公共。

平塚市小鍋島から横内までの東西約 2. 5 km を対象とし、工事区間を 1 8 工区に分け、順次更新を進める計画。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

申請地は、更新を図っている対象管の起点部分に当たる。第 1 工区の不断水工事や道路付帯構造物の設置撤去に伴うもので、農地内に構造物は設置しないもの。大型重機を使用しての施工が必要であり、施工に必要な用地を確保するため一時転用申請を行うもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

今回の申請は、企業庁水道局の水道管設置に伴う仮設道路設置で、期間は来年の 3 月までとなっている。申請地が交差する場所に重機を設置して工事をすることから、強度が必要な道路部分として一時転用とすることとなった。転用時期も稲刈り終了後のため、特に問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立土屋小学校から東に約 2 3 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立土屋小学校から東に約 2 3 0 m、街区公園である土屋石橋公園から北西に約 2 7 0 m、申請敷地に隣接する一体とする敷地に接道する道路に水道管・ガス管が埋設された建築基準法第 4 2 条第 1 項 1 号道路がある。

東側は雑種地、西側及び南側は大学用地、北側は道。

【利用計画】

出入口は隣接する既存駐車場からの計画で、新たに出入口は設置しない。

3 0 cm を超える造成行為はなく、整地舗装工事のみ。

計画地は法面を除き、アスファルト舗装で整地する。

雨水は申請地内自然浸透処理。

隣接農地はなく、当該地に水利土木組合はない。

【申請理由】

譲受人は檀家数も多く、市、県外から参拝者が訪れる。交通誘導員を配置しているが、毎月行事に交通渋滞が発生し近隣や参拝者に迷惑をかけている。課題を解消するには現在の台数の倍以上のスペースが必要である。申請地は既存駐車場に隣接しており、また、出入口を利用し、工事中も既存駐車場を利用することができる等、形状・配置も最適な場所のため転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

道路に接している部分は既存駐車場で、その奥側が申請地である畑となっている。細い道を経由して進入する場所に位置している。申請地以外の場所の駐車場転用地があり、そちらへの誘導もあるが、軽自動車が行き通じる程の道路を経た駐車場であるため、あまり多くは駐車できない。土日になると銭洗弁財天の参拝者等で込み合い、また、檀家の集まりの際等も近隣の住宅に車を止めている状況で、既存の駐車場には止めることができない状況が発生している。周囲に農地はなく孤立した農地であり、駐車場拡張転用については問題ない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

平塚松田線神奈中バス「土屋霊園入口」バス停から南に約 20 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

10 ha 未満の一団の農地（約 2 ha）。

東側は河川、西側及び北側は道路、南側は雑種地（一時転用中）。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

南側隣地は譲受人が一時転用で資材置場として利用中。

雨水は自然浸透処理。

道路側は既存 3 m 鋼板、それ以外の周囲は単管パイプ及び波板鋼板で被害防除。

隣地に農地がなく、水利土木組合もないため、同意なし。

【申請理由】

譲受人は設立以来、砂及び骨材の生産及び販売を中心に事業を行っている。以前の一時転用では、平塚ツインシティ工事の受注による一時的な保管場所として利用していたが、それ以外の工事受注の増加に伴い、永続的に利用したいと考え永久転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

4 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

まちづくり条例手続きによる審議保留対応であったため、当該手続きの進捗状況と経緯について事務局から補足いただきたい。

事 務 局

まちづくり条例を踏まえた計画設計を基に近隣説明会等の手続き報告がなされ、協議が開始され、必要な整備基準が満たされる条例処分の見込みとなることから再審議するものとなる。

地元委員

隣接する川は用水として使用していることから、敷地から資材流出が無いようにとの地元意見があり、また、河川と敷地との高低差があることから水利については十分留意し、それらを踏まえたうえで運用されれば手続き上問題はないとしている。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

枝橋から北西に約 1 0 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

住宅の用若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設若しくは公益的施設が連たんし、農地の広がり が 3 0 アールに満たない。

東側は雑種地、西側は水路、南側は農地、北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は北側駐車場からの計画で、新たに出入口は設置しない。

南側境界に 1 m 幅の防草シート、板塀を新設し、西側境界に単管パイプを設置。

計画地は砂利敷の状態を整地する。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合長からの同意済。

【申請理由】

譲受人は運送会社で、現在北側隣接地を駐車場として利用しているが、敷地内の幅員が狭く、車両の交差や駐車に苦労している。駐車場の敷地拡張について譲渡人に相談したところ、譲渡人が高齢に伴い農地の規模縮小を考えていたことが判明した。駐車場の敷地拡張について譲渡人が承諾したため、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

5 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地隣接西側水路側境界部分については、板塀で被害防除をすることとなっており、前回総会にて審議保留としたところであるが、その後譲渡人等と協議をし、境界部が明確に分かるよう鉄パイプ 3 段で固定し、土砂が水路にこぼれない工法で被害防除をすることに計画変更されたため了承し、また、南側境界に板塀及び、防草シートを敷き、畑に砂利等の被害が及ばないようにすることとなったため、転用は問題ない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、5件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から5番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から5番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、ハウスでマンゴーを栽培しており、収穫が終わり次期の準備をしている状況であった。他のハウスでは、キュウリを栽培され収穫をしていた。また、雑草は生えておらず、全てのハウスはきれいに管理されていた。また、現在ブドウ畑の場所は、ブドウ棚があるが、隣接する住宅開発予定部分とつながっている農地であり、住宅整備と時期を併せて生産緑地である申請部分のブドウ棚は、畑にする予定であることを確認し問題がないことを旨報告。

地元委員 2番案件について、多品目を栽培されており特に問題がないことを報告。

地元委員 3番案件について、申請地は花卉の栽培をされており、ヒマワリの収穫が終わっており、これから片づけをされる状況であった。特に問題がないことを報告。

地元委員 4番案件について、生産緑地指定されており、周囲に宅地があり耕作しづらい立地であるが、隣接の自宅からトラクターを出し、耕作されている。敷地の半分にカキが植えられ、残り半分にサツマイモや夏野菜等を作付けし、耕作されており問題ないことを確認したことを報告。

地元委員 5番案件について、稲作を主にされ、他に野菜も栽培している。現在は苗を作る場所を確保している状況で、特に問題がないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から5番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第36号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について

議 長 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、主たる従事者及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地の入口にカキが植えられており、稲作のもみ殻を運ぶための車両が置いてあるが、生産緑地として管理されており、主たる従事者の証明を発行することに問題ない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第37号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計1件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時40分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。